

事務連絡  
平成27年7月2日

各  
〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕  
衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部  
監視安全課食中毒被害情報管理室

### 食中毒調査に係る病因物質不明事例の情報提供について（協力依頼）

標記については、平成23年7月12日付け事務連絡にて、情報提供及び検体の分与にご協力をお願いし、現在も厚生労働科学研究として国立医薬品食品衛生研究所等で研究しているところです。

今般、これまでに得られた知見をもとに、専門家の方々に御意見を伺ったところ、引き続き *Kudoa septempunctata* の調査及び研究の必要性があるとともに、ヒラメ以外の生食用生鮮魚類が関与していることが否定できない病因物質不明事例についても、事例の情報収集及び検体の分与による発症メカニズム等の調査研究の必要性がある旨の指摘をいただいております。

つきましては、これらの調査研究を促進させるため、下記事項にご留意の上、引き続き情報提供及び検体の分与にご協力いただきますようよろしくお願い致します。また、本事務連絡の発出に伴い、平成23年7月12日付け事務連絡は、廃止します。

### 記

1. *Kudoa septempunctata* 食中毒及びヒラメ以外の生食用生鮮魚類が関与していることが否定できない病因物質不明の有症事例が発生した場合には、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室に概要を情報提供するとともに、疫学情報の解析を進めるにあたり、以下の情報を含めた追加情報の提供をお願いする場合がありますので、可能な範囲で協力をお願い致します。
  - ① 有症患者等と有症者の共通食として疑われる生食生鮮魚類食品に係る次の情報・
    - ・有症者を含む喫食者の症状別発症状況（回数、発症時間等）
    - ・喫食状況（摂取部位、摂取量等）

- ・生産段階までの遡り調査（生産地、養殖場等）
  - ・保存方法（流通段階、生産地から提供までの段階）
  - ・調理方法
- ② 有症者検体及び食品検体について、実施した食中毒細菌及び細菌毒素の検査項目

2. *Kudoa septempunctata*食中毒及びヒラメ以外の生食用生鮮魚類が関与していることが否定できない病因物質不明の有症事例について、検食、残品等の検体が確保できた場合にあつては別添を参照のうえ、国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部への検体の分与にご協力いただきますようお願い致します。

（連絡先）

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

食中毒被害情報管理室 梶原、森吉

電話 03-5253-1111 （内線4239、4240）

FAX 03-3503-7964

(別添)

## 原因物質不明有症苦情事例に関する調査について

### 1 目的

原因物質不明有症苦情事例の原因物質を推定するため当該調査を実施する。

### 2 送付検体

患者喫食残品（主に魚介類）。

可能な場合、患者便等。

### 3 検体の留意事項

検体は本研究に使用する旨を収去した事業者に連絡し了解を得たうえで送付してください。

検体は可能な限り冷蔵で保存、送付してください。

ただし腐敗が進んでいる検体に関しては、冷凍で保存、送付してください。

### 4 検査結果

検査結果は本研究事業で使用し、報告書等で公表されることをご承知おきください。

検査結果を公表する場合に条件が必要な場合はご相談ください。

自治体には検査結果を送付します。

### 5 検体送付

下記の発送先に冷凍もしくは冷蔵宅配便（着払）で発送する。

発送先

〒158-8501

東京都世田谷区上用賀 1-1 8-1

国立医薬品食品衛生研究所 衛生微生物部第4室 TEL : 03-3700-9407

大西 貴弘 あて